



IV 都市機能誘導区域



IV 都市機能誘導区域

1.都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、都市計画運用指針において「居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。」とされ、一定のエリアに誘導したい機能や支援措置を明示することにより、生活サービス施設等の誘導を図るものです。

「立地適正化計画作成の手引き」によると、都市機能誘導区域を検討する際には、「各拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、公共施設、行政施設等の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊性など地域としての一体性等の観点から具体的な検討」をするものとされています。

以上のことを踏まえ、本市では以下の観点等から具体的な区域を検討し、居住誘導区域のうち都市機能を誘導すべき区域とします。

- ・都市計画マスタープラン等で「拠点」と位置づけている区域
- ・鉄道及び鉄道駅に近く、商業・業務等の土地利用が集積するなど、本市としての都市機能がある程度充足している、または充足させることが必要な区域
- ・公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ・拠点の特徴でもある大学や既存施設を含む形で、地形地物で区切ることのできる区域

2. 都市機能誘導区域の設定フロー

1. 都市機能誘導区域の考え方を踏まえて、都市機能誘導区域を以下のように設定します。

居住誘導区域

①都市機能がある程度充足している or 充足させることが必要な区域
+ 交通アクセス性が高い

生活利便施設徒歩圏充足度 4 指標カバー区域
(医療施設・福祉施設・商業施設・基幹的公共交通路線の徒歩圏)

②「第 2 次北名古屋市都市計画マスタープラン」で
駅そば利便住宅地と位置づけている区域

西春駅、徳重・名古屋芸大駅周辺

③既存施設の配置

大学や医療施設、商業施設等の配置

これらの事項を勘案

都市機能誘導区域

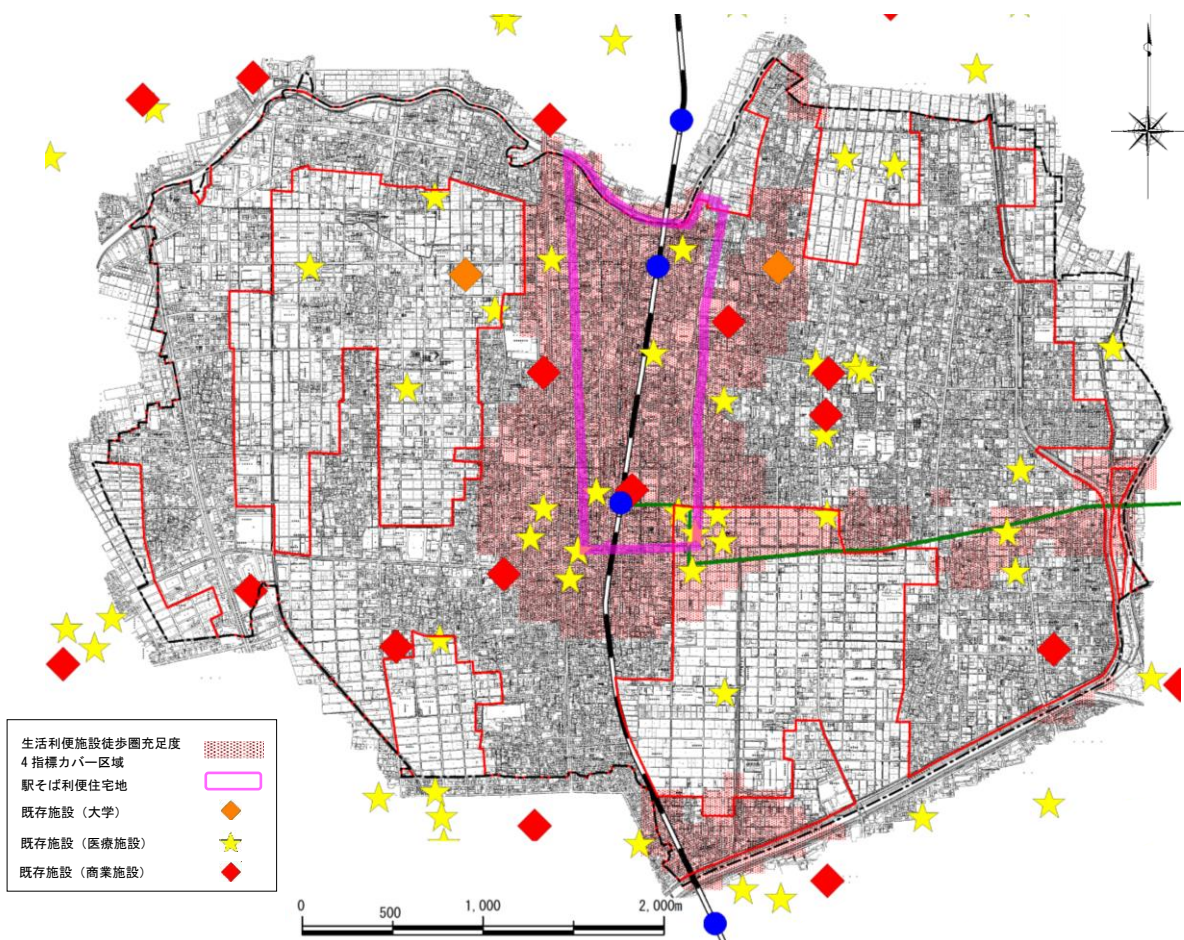


図 検討事項

3. 都市機能誘導区域の設定

(1)西春駅周辺

西春駅周辺を以下の考えのもと都市機能誘導区域とし、西春駅周辺都市拠点に設定します。

[西春駅周辺における都市機能誘導区域の設定の考え方]

- ・ 設定フロー①と②を満たす区域
- ・ 設定フロー③に考慮した地形地物で区切ることのできる区域
 - 北側の区域界は、(都)西春師勝線の中心線
 - 東側の区域界は、(都)師勝環状線を含む道路境界及び市街化区域界
 - 西側の区域界は、第2種住居地域を含む用途地域界
 - 南側の区域界は、第2種住居地域を含む用途地域界

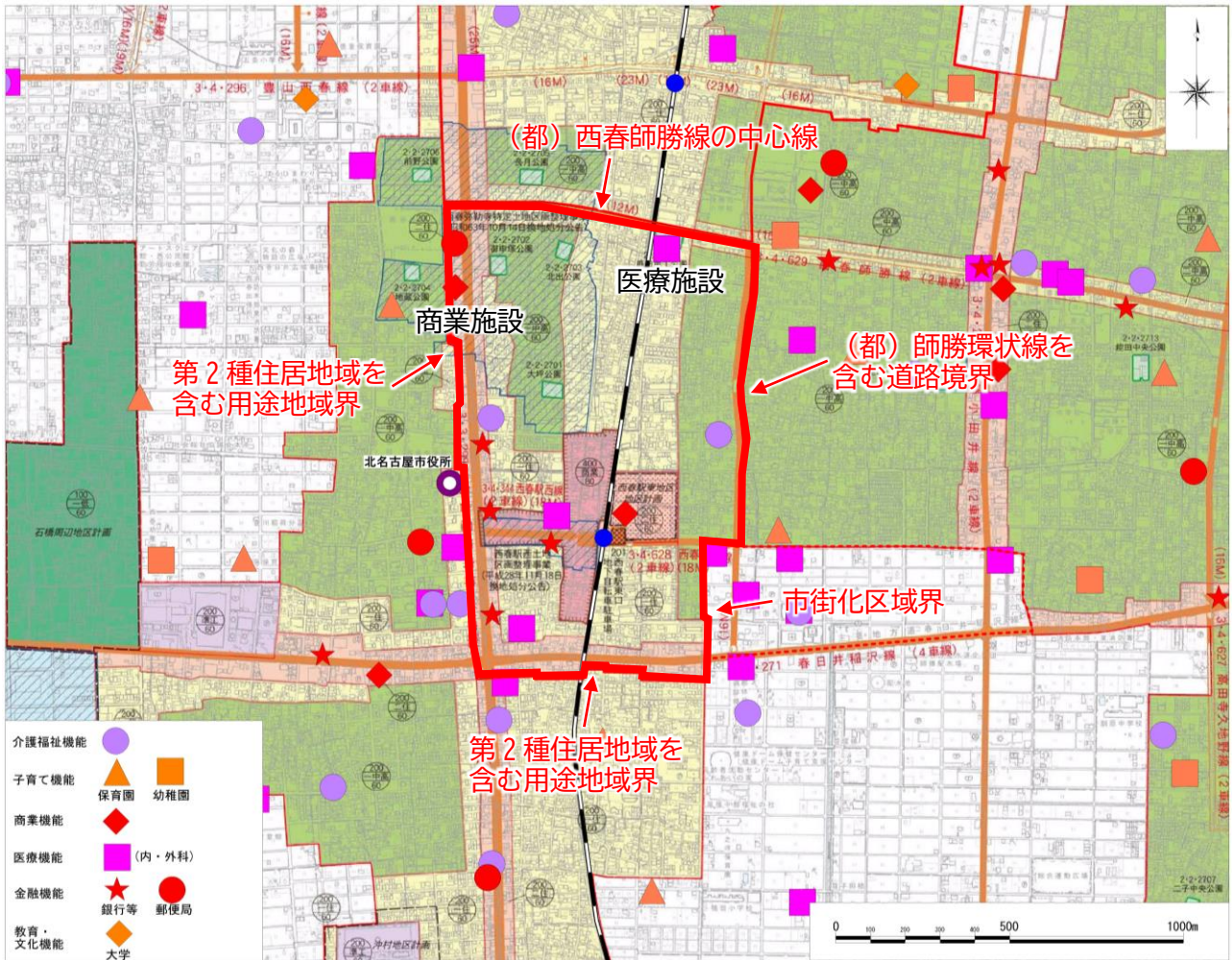


図 西春駅周辺都市拠点

(2) 徳重・名古屋芸大駅周辺

徳重・名古屋芸大駅周辺を以下の考えのもと都市機能誘導区域とし、徳重・名古屋芸大駅周辺副都市拠点に設定します。

〔徳重・名古屋芸大駅周辺における都市機能誘導区域の設定の考え方〕

- ・設定フロー①と②を満たす区域
- ・設定フロー③に考慮した地形地物で区切ることのできる区域
 - 北側の区域界は、五条川の河川界及び市街化区域界とその延長
 - 東側の区域界は、名古屋芸術大学を含む市街化区域界及び用途地域界と（都）師勝環状線を含む道路境界
 - 西側の区域界は、第2種住居地域を含む用途地域界
 - 南側の区域界は、（都）西春師勝線の中心線

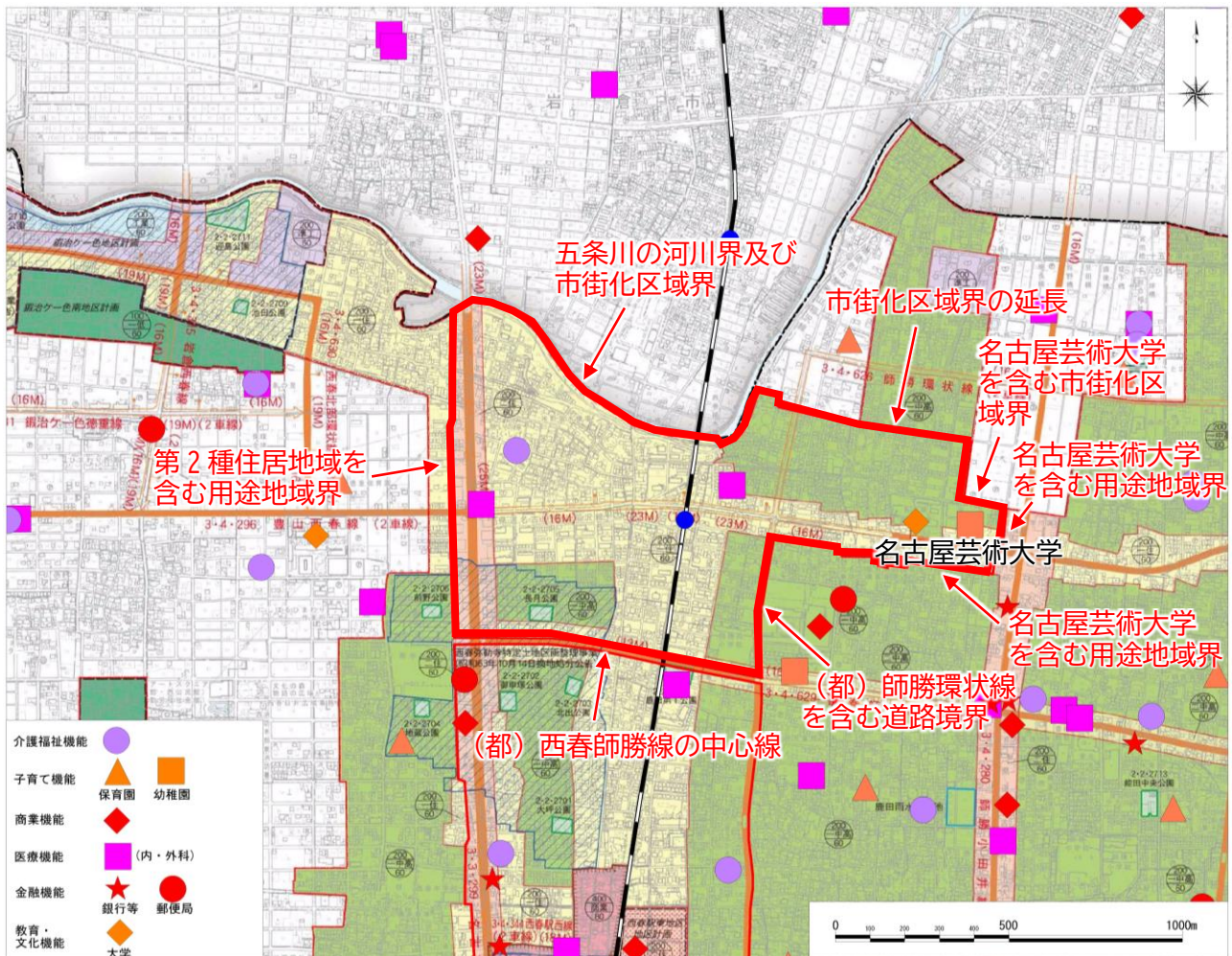


図 徳重・名古屋芸大駅周辺副都市拠点

(3) 都市機能誘導区域

これまでの検討をもとに、都市機能誘導区域として、西春駅周辺都市拠点と徳重・名古屋芸大駅周辺副都市拠点を設定します。

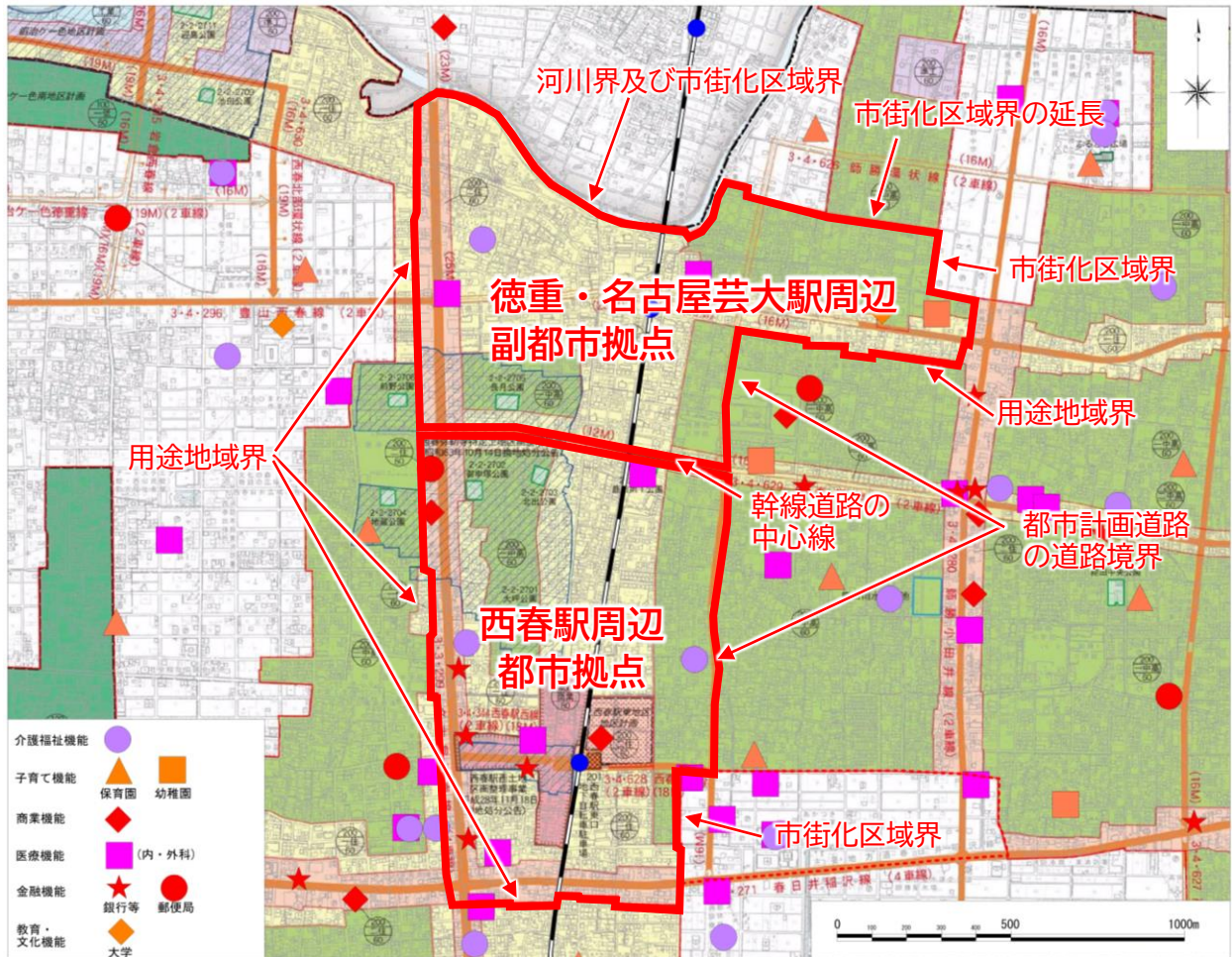


図 都市機能誘導区域